

## 転居(小田原市内での異動)されたかたへ

次に該当されるかたは手続きを行ってください。印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください。

対象者	転居後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)カードをお持ちのかた	○新しい住所をカードに記載しますので、変更届を提出してください ※本人か同一世帯のかたが手続きをしてください ※暗証番号の入力をしていただきます ○カードに署名用電子証明書を格納していた場合、電子証明書は住所変更により失効します。必要な場合は改めて電子証明書を取得してください	3B窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】	・印鑑 ・マイナンバーカード ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の本人確認書類 ・マイナンバーカード
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードをお持ちのかた	○顔写真付のカードをお持ちの場合は、新しい住所をカードに記載しますので、変更届を提出してください ※本人か同一世帯のかたが手続きをしてください ※暗証番号の入力をしていただきます ○カードに電子証明書を格納していた場合、電子証明書は住所変更により失効します	3B窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】	・印鑑 ・住民基本台帳カード ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の本人確認書類
<input type="checkbox"/> 通知カードをお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください	3A窓口 戸籍住民課 【TEL0465-33-1386】 各支所・連絡所・住民窓口	・通知カード ・印鑑 ・本人確認書類
<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入者	○住所変更の手続きをしてください	2番窓口 保険課 【TEL0465-33-1845】 各支所・連絡所・住民窓口	・保険証 ・高齢受給者証や限度額認定証(お持ちのかた) ※後日手続きする場合 ・保険証(あれば高齢受給者証、限度額認定証) ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類
<input type="checkbox"/> 市営住宅に入居していたかた	○入居世帯員の変更の手続きがあります。なお、名義人が異動する場合は別途手続きがありますので、お問い合わせください	5階 建築課 【TEL0465-33-1553】	・印鑑

### ■お子さまに関する手続き

対象者	転居後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 小児医療証をお持ちのかた ひとり親家庭等医療証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください ※ひとり親家庭等医療は子育て政策課での手続きとなります	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	・医療証
<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者(公務員を除く)	○住所変更の手続きをしてください ※お子さまと別居の場合、別途手続きが必要です。お問い合わせください ※公務員の場合、原則として勤務先での手続きになります。ただし、印刷局などの独立行政法人職員、日本郵政グループ職員の場合は市役所で手続きが必要です	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】 各支所・連絡所・住民窓口	・印鑑
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者	○住所変更の手続きをしてください	5階 子育て政策課 【TEL0465-33-1453】	・印鑑 ・児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 公立小・中学校在学のお子さまがいるかた	○学校が変わる場合 →転校の手続きをしてください。新しい学校に提出する入学通知書を発行します	3A窓口 戸籍住民課 各支所・連絡所・住民窓口	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※入学通知書と前の学校から受け取った書類を新しい学校へ提出してください
	○転校を希望しない場合 →就学指定校の変更手続きをしてください	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	
	○就学援助を申請している方 →住所変更の手続きをしてください	5階 教育指導課 【TEL0465-33-1682】	
<input type="checkbox"/> 保育園在園のお子さまがいる、または保育所入所申込みをされているかた	○住所変更の手続きをしてください	5階 保育課 【TEL0465-33-1451】	

### ■ご高齢のかたに関する手続き

対象者	転居後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度加入者	○住所変更の手続きをしてください	1B窓口 保険課 【TEL0465-33-1843】 各支所・連絡所・住民窓口	・保険証 ・限度額認定証(お持ちのかた) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・窓口に来られるかたの本人確認書類
<input type="checkbox"/> 介護保険加入者	○住所変更の手続きをしてください	17番窓口 高齢介護課 【TEL0465-33-1872】 各支所・連絡所・住民窓口	・介護保険被保険者証 ・負担限度額認定証(お持ちのかた) ・負担割合証(お持ちのかた)
<input type="checkbox"/> 厚生年金・国民年金の受給者 共済年金・厚生年金基金の受給者	○変更手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵便の送付先を変更しているかた)は変更手続きが必要です。詳しくは年金事務所にお問い合わせください	小田原年金事務所 【TEL0465-22-1391】	○年金事務所へお問い合わせください
	○必要な手続きは加入されていた共済組合または厚生年金基金へお問い合わせください	加入されていた共済組合または厚生年金基金	○加入されていた共済組合または厚生年金基金へお問い合わせください

裏面もご覧下さい。

■障がい等のあるかたに関する手続き

対象者	転居届後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療	○住所の変更手続きが必要です	13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1461】 各支所・連絡所・住民窓口	・重度障害者医療証 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは通知カード ・本人確認書類(障害者手帳等)
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証所持者		13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1467】	・印鑑 ・保険証 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証 ・マイナンバーカードまたは通知カード
<input type="checkbox"/> 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当・神奈川県在宅重度障害者等手当・市中心障害児福祉手当受給者		13番窓口 障がい福祉課 【TEL0465-33-1446】	・印鑑 ・証書(特別児童扶養手当受給者のみ)

■その他の手続き

対象者	転居届後の手続き	窓口	必要なもの
<input type="checkbox"/> 運転免許証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください	新住所地为管轄する警察署	○新住所地为管轄する警察署(小田原警察署の管轄区域の場合は0465-32-0110)へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○軽自動車税の申告手続(住所変更)をしてください	8番窓口 市税総務課 【TEL0465-33-1343】	・印鑑 ・標識交付証明書 ・本人確認書類(運転免許証等)
<input type="checkbox"/> 排気量125ccを超えるオートバイを所有しているかた	○神奈川県運輸支局湘南自動車検査登録事務所(平塚市東豊田字道下369-10)で登録済証または車検証の住所変更をしてください	湘南自動車検査登録事務所 【TEL050-5540-2038】	○事前に左記窓口へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 軽自動車を所有しているかた	○軽自動車検査協会神奈川県事務所湘南支所(平塚市東豊田字道下369-13)で車検証の住所変更をしてください	軽自動車検査協会神奈川県事務所 【TEL050-3816-3119】	○事前に左記窓口へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 飼犬のいる場合	○住所変更の手続きをしてください	4階 環境保護課 【TEL0465-33-1484】	
<input type="checkbox"/> 久野霊園の利用者のかた	○利用者住所変更届を提出してください	5階 みどり公園課 【TEL0465-33-1586】	○詳しくは左記窓口へお問い合わせください
<input type="checkbox"/> 水道 (橋地区は県営水道です)	○水道の使用中止(電話連絡にて)と使用開始(ハガキを提出)の手続きをしてください ○水道の用途(家庭用・事業用など)を確認し、変更がある場合は手続きをしてください	水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】	・印鑑 ※お客様の水道の需要者番号またはお客様番号が必要になりますので、確認してください(県営水道はお客様番号です)
<input type="checkbox"/> 下水道	○橋地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへ連絡してください ○井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出が必要のため、ご連絡ください。届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません	神奈川県営水道お客様コールセンター 【TEL0570-005959】 5階 下水道総務課 【TEL0465-33-1616】	

※上記項目については、転居届により生じる、行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

※小田原市のホームページでも、さらに詳しくご案内しております。<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>

支所:大窪支所、早川支所、豊川支所、上府中支所、下曾我支所、片浦支所、曾我支所  
連絡所:中央連絡所  
住民窓口:マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口